

不動産取引の エキスパート「宅建士」

宅地建物取引士とは

宅地建物取引士は、不動産に関する法律知識をもった「不動産取引の専門家」であり、不動産業を営む事務所では従業員5人につき1人以上の割合で宅地建物取引士を配置することが法律で定められています。そのため不動産業界では必須といえる資格です。





POINT

2015年度試験より宅建は「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へと名称変更されました。今後、不動産の専門家としてより活躍が期待されています。

◎行政書士、司法書士、ファイナンシャル・プランナー、マンション管理士などへのステップアップが可能!

宅建士取得のもう一つのメリットとして、他の資格試験へステップアップする際の基礎学習となる事が挙げられます。宅建士で学ぶ民法や税法などの幅広い法令の知識は、他の資格試験にチャレンジする場合にも役立ちます。行政書士、司法書士、ファイナンシャル・プランナーとして独立開業している方の中にも、まずは宅建士から学び始めたという人も少なくありません。その意味で宅建士は、法律系の難関資格を取得するための登竜門として大きく注目されています。

◎宅建士試験は毎年20万人が受験する人気の国家資格! 人気の理由はさまざまな業界で活かせる点

| 不動産業 | 金融機関 | 小売業や 外食産業など | その他 一般企業 |
|---|---|---|---|
|  |  |  |  |
| 事務所では5人に1人以上の割合で設置が義務付けられている。 | 担保として不動産を扱う場合、住宅金融融資の際に知識が必要。 | 店舗の立地が重要な経営戦略のカギとなるため、不動産に関する知識が武器に。 | 所有不動産の管理・運用や社宅の賃貸借管理などを行う総務・財務部門で活躍できる。 |



不動産業で宅建士は必要?

たとえば不動産店がお客様に家を紹介する場合、

- 1 図面や写真で説明
- 2 現地での案内
- 3 申込
- 4 正式契約

という流れになりますが、契約するまでに「重要事項説明」が必要となります。

対応した営業担当は宅建士資格が無ければ宅建士有資格者に代わりに説明してもらう必要があり、お客様に「あっ、この人宅建士持ってないんだ…」と思われる可能性があります。

宅建士有資格者であれば案内から契約までを全て担当できる点で、お客様の信頼も得やすいと言えます。また、宅建士は公に認められた資格であり、法律の知識がある専門家としての証明でもあります。不動産業で働く上ではぜひ取得しておきたい資格です。

試験ガイド

難易度 ★★★★★

| | | | |
|------|---|--------|--|
| 受験資格 | なし | 合格率 | 15.4% (2016年度) |
| 試験内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①土地及び建物についての権利に関する事 ②土地及び建物についての法令上の制限に関する事 ③宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事 <small>※業務を行うには、本試験合格後、2年以上の実務経験か実務講習修了後、所定の手続きが必要です。</small> | 試験実施団体 | (一財)不動産適正取引推進機構 URL http://www.retio.or.jp/ |